第二十一条中「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改める。

第二十二条中「、第八十四条」を「から第八十四条まで」に改め、同条の表第七十条の二第一項の項中「同条第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、「第六十二条第八項」を「第六十二条第九項本文」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

**第七条**　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五条中「第七項まで、第八項ただし書及び第九項」を「第八項まで、第九項ただし書及び第十項」に「第六十二条第一項から第六項まで」を「第六十二条第一項から第七項まで、第九項ただし書及び第十項」に改める。

第六条の表第六十二条第八項の項中「第六十二条第八項」を「第六十二条第九項」に改め、「又は」の下に「開票立会人が」を加え、同表第七十六条の項中

| | |
|---|---|
| 第六十二条 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第一項 |
| 第六十二条（第八項を除く。） | 大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第一項又は第六十二条第十一項 |

を

| | |
|---|---|
| 市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準る第六十二条 | 特別区の設置に六項において準九項本文及び第 |

に、「又は」を「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「に」を「に改める。

第七条中「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改める。

第八条中「、第八十四条」を「から第八十四条まで」に改め、同条の表第七十条の二第一項の項中「同条第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、「第六十二条第八項」を「第六十二条第九項本文」に改める。

第十一条の表第百六十八条第一項の項中「併せて写真を添付するものとする」を「その掲載文及び写真。次条第一項において同じ」に改める。

総務大臣　石田　真敏
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十六号**

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令

第一条中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（警察庁組織令及び総務省組織令の一部改正）

**第二条**　次に掲げる政令の規定中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改める。

一　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第三十七条第九号

二　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第三条第二十八号及び第二十二条第十四号

**附　則**

この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

---

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十七号**

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則第十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

**第一章**　関係政令の整備等

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

**第一条**　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子ども・子育て支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設）

**第一条**　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号ハの政令で定める施設は、法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものとする。